# 兵庫県公報

平成24年9月25日 火曜日 묵 外

行 発 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、



その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規   則	^° →ÿ゛
○ 美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則(農林経済課)	1
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正	
する規則(林務課)	1

## 公布された法令のあらまし

#### ◉美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第41号)

ウメ輪紋ウイルス等により被害を受けた農業者等の資金需要に対応するため、美しい村づくり資金の種類、 償還期限及び据置期間について所要の整備を行うこととした。

◉兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則 第42号)

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を 改めることとした。

> 規 則

美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第41号

## 美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則

美しい村づくり資金利子補給規則(昭和62年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。

6 ウメ輪紋ウイルスにより被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金のうち知事が別に定めるも のに係る別表5の項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」と、「1年」とあるのは「2 年」とする。

別表5の項中「局地天災」の右に「、病害虫又は家畜の伝染性疾病」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付 ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づ くり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

^^^^^

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成24年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第42号

# 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する 規則

(兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和52年兵庫県規則第5号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項第2号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第6条第1項第3号中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

(兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年兵庫県規則第114号)の一部を次のように改正する。 第4条第3項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。